

## 長野市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 本市の基本構想及びこれに基づく基本計画(以下「総合計画」という。)に関し、必要な事項を調査及び審議するため、長野市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会は、その任務を遂行するため必要があると認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(分科会)

第7条 審議会に、必要に応じ分科会を置くことができる。

2 分科会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 分科会に、座長1人を置き、分科会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 座長は、分科会の事務を掌理し、分科会の審議の状況及び結果を会長に報告する。

5 座長に事故があるときは、分科会に属する委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 分科会に、専門の事項を調査及び審議させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

7 専門委員は、市長が委嘱する。

8 専門委員は、当該専門の事項に関する調査及び審議が終了したときは、解任されるものとする。

(書記)

第8条 審議会に、書記若干人を置き、市職員のうちから市長が任命する。

2 書記は、会長の命を受けて審議会の所掌事務に従事する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定に基づき最初に委嘱される審議会の委員の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

(長野市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

3 長野市特別職の職員等の給与に関する条例(昭和41年長野市条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表第3中

行政組織を活性化する委員会委員	円	円	円 7,000
総合計画審議会委員及び分科会専門委員	円	円	円 7,000
行政組織を活性化する委員会委員			7,000

に改める。

(豊野町、戸隠村、鬼無里村及び大岡村の編入に伴う経過措置)

4 第3条の規定の適用については、平成20年7月19日までの間に限り、同条第1項中「20人」とあるのは「22人」と、同条第2項中「委嘱する。」とあるのは「委嘱する。この場合において、委員のうち2人は、豊野地区、戸隠地区、鬼無里地区又は大岡地区の区域に住所を有する者とする。」と読み替えるものとする。

5 改正後の長野市総合計画審議会条例の規定に基づき最初に委嘱される審議会の委員の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、平成17年7月1日に現に委員である者の任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則

この条例は、平成17年7月1日から施行する。